

# “安保法制” 下の自衛隊 『専守防衛』を踏み越える



“違憲の安保法制”(11本の法律)が2015年強行採決されてから、防衛予算にそして自衛隊の活動の中で安保法制の内容が具体化され始めています。

“専守防衛を踏み越える自衛隊”の実態について東京新聞の半田滋さんの講演会がありました。(2019年10月19日)

半田さんは2015年の安保法制によって「集団的自衛権の行使が出来るようになり」「戦闘地域での後方支援も出来る。武力行使も出来る」ことになり、これから米国が戦争をすれば日本はこれまでは特措法で対応してきたが“安保法制”によって恒常的に海外へ出て行き武力行使が出来るようになったと私たちの置かれている現状を示しました。



そして4大臣による「国家安全保障会議(2013年)」によって「国家安全保障戦略」が具体化されるが、その内容は「特定秘密保護法」によって“それは秘密”という厳しい状況も指摘。

1976年～2018年の防衛大綱・中期防から自衛隊・防衛のありようを分析。

1976年大綱は米ソ冷戦下とはいえ必要最少限の軍事力で“基盤的防衛力”という“存在する自衛隊”でしたが、1995年大綱では湾岸戦争・PKOの経験から“機能する自衛隊”へ変化。更に2013年大綱では“統合機動防衛力”が示され2015年行政協定である日米新ガイドラインで地球規模での米国との協力がうたわれ集団的自衛権行使を認める安保法制が作られた。そして2018年大綱では“多次元統合防衛力”(クロスドメイン構想)で“宇宙・サイバー・電磁波”の領域までも安全保障の対象に。ついに国益という概念も導入され“専守防衛の放棄”と“強力な日米一体化”が示されました。憲法を踏み越える法律(安保法制)で憲法を越える自衛隊へ。そして憲法改憲への道を示しているのが安倍政権だと厳しく批判しました。

《専守防衛の放棄となる具体的装備例》

①護衛艦いずもの空母化。これまでのヘリコプター搭載からF35B戦闘機をのせることで“攻撃型空母”へ。

②スタンドオフ巡航ミサイル:射程500kmのJSM、900kmのJASSM・LRASMといった“敵地攻撃能力”を有する巡航ミサイルは今までの自民党内閣では持つことは出来ないといっていたものを難なく導入。

③島嶼防衛用高速滑空弾はH2ロケットを持つ日本にとってはまさに事実上の弾道ミサイル(大陸間弾道ミサイル)。

④イージスアショアを秋田県・山口県に永久基地として設置。強力な電磁波を出すので周辺住民の生活が心配される。日本本土の防衛のためでなくハワイ・グアムの米軍基地への攻撃ミサイルを迎撃するものでしかない。米国の中距離弾道ミサイルをイージスアショアに置くようになりそうだと怖い話も出ているとのこと。

⑤F35はステルス戦闘機で“F35A・F35B”142機の購入。米国のFMS(対外有償軍事援助)で法外な価格で買われ、追加の105機だけでも1兆2000億円。



これら専守防衛では絶対にもてないものを、持ち始め 2020 年防衛予算にも計上されています。「いずも」の空母化に 31 億円、巡航ミサイルJSM に 102 億円、高速滑空弾の研究に 138 億円、イージスアショア関連費 122 億円・垂直発射装置 103 億円、F35A3 機で 310 億円・F35B6 機で 846 億円。などなど

このような専守防衛を踏み越えるような装備や防衛予算は“自民党国防部会”からの大綱提案を丸呑みした形でおこなわれており、いまや現場の自衛隊制服組よりも背広組の国会議員(政治家)のほうが憲法を逸脱してしまっている現状から日本のシビリアンコントロールの危険性も指摘されました。



「護衛艦いずも」の空母化

《安保法制によってやれるようになった自衛隊の行動》

①「駆けつけ警護」「宿営地の共同防衛」:南スーダン PKO ではこの任務が付され“殺す・殺される”が現実にならなかったのは・・・安倍政権の維持(保身)のため撤退させたから。

②米艦防護:国家安全保障会議のなかで議論されているが特定秘密なので具体的に情報が出てこない

③シナイ半島への自衛隊派遣

④“自由と開かれたインド太平洋戦略”で日・米・豪・インドの共同訓練。日本防衛の専守防衛からインド太平洋戦略(マラバール)への参加。中国一帯一路の只中インド沖チェンナイ沖でマラバールを実施。

⑤南シナ海における自衛隊の“単独訓練・日米共同訓練・多国間訓練”で米中対立の最前線に自衛隊が躍り出ている。

日米一体化(日米地位協定・合同委員会で合意)で積極的に軍事行動を取り出していることが見て取れます。

日本の防衛白書を紐解けば「専守防衛」「軍事大国とはならない」「非核 3 原則」「文民統制」と記載されているが、今日の自衛隊の行動・装備からすればすでにこれらの原則は壊れてしまっている現実を具体的に半田さんは示してくれました。



最後に、憲法 9 条に自衛隊を記載することの意味を①憲法に自衛隊を記載することで自衛隊に特別の地位と権限が与えられることとなる②違憲の安保法制が合憲になる③安保法制の部分的集団的自衛権が“フルスペックの集団的自衛権行使”になる④今も怪しい文民統制が大幅に後退⑤防衛予算の増額⑥日米軍事一体化と共同行動の推進、と列挙しました。

安保法制成立後大きく違憲状態が作り出されている日本の安全保障です。私たちの平和主義をどう実現するのが問われています。目の前の踏み越えた自衛隊の行動・防衛予算にはっきりとNO!の声を上げ運動として対応していく必要があるのでは。半年、一年先の選挙に焦点をあわせる野党は共闘でなく、今の時点でこそ市民と野党の共闘でひとつでも二つでも阻止していく運動を。

辺野古の新基地建設反対、オスプレイ 17 機木更津暫定配備反対、専守防衛を踏み越えた防衛予算・自衛隊の行動にNO!などなどを野党(国会議員)と共闘して闘うべきです。

“民主主義と自治そして平和主義”

ふじしろ政夫 047-445-9144

\*活動報告をホームページに掲載。「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。